

「変項名詞句」の統語構造*

西垣内 泰介

神戸松蔭女子学院大学 言語科学研究所

gauchi[at]shoin.ac.jp

Syntactic Structure of the Variable(-containing) Noun Phrase

Taisuke Nishigauchi

Shoin Institute for Linguistic Sciences, Kobe Shoin Women's University

Abstract

この論文では、「量関係節」「潜伏疑問」そしてある種の分裂構文が「変項名詞句」のヴァリエーションであり、いずれも西垣内 (2016b) で「中核名詞句」と呼んだものから派生するものであることを示す。「量関係節」は「量」を表す名詞を主要部とし、その指定部に量をはかる対象となる名詞句が関係節のかたちであらわれ、その内項としてその量の「値」が現れるものである。これまで「疑似分裂文」と呼ばれてきたものの中には「連結性」を示すものがあり、それらは identity を表す ID という発音されない名詞をその主要部とする「中核名詞句」から派生する。

The present article discusses the syntactic properties of what has been called the 'Variable Noun Phrase'. In the present analysis, the amount relative clause and the concealed question are both variants of the 'Variable Noun Phrase', which syntactically derives from the Core Noun Phrase in the sense of Nishigauchi (2016), and should be more appropriately called the 'Variable-containing Noun Phrase'. Some variants of what has been considered to be 'pseudo-clefts' in Japanese syntax are shown to exhibit connectivity, and are derived from the Core Noun Phrase with ID (suggesting 'identity') as its head.

キーワード: 指定文, 非飽和名詞, 連結性, 「自分」, 変項名詞句

Key Words: specificational sentences, unsaturated nouns, connectivity, *zibun*, variable(-containing) nouns

*本研究の一部は、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究(C)「視点」とモダリティの言語現象—「意識」、エンパシー、阻止効果—）(2014年度～2017年度、研究代表者: 西垣内 泰介、課題番号: 26370468) による援助を受けている。

1. 「変項名詞句」

この論文では西山 (2003) によって「変項名詞句」と呼ばれている言語表現と、それに関連するいくつかの構文について考察する。「変項名詞句」とは、次のような表現である。

- (1) a. 洋子の趣味
 b. タカシの身長
 c. 奈緒美のケータイ番号
 d. ビールの量

これらの表現は、「値」を表す表現を焦点とする「指定文」を形成することができる。

- (2) a. 海外旅行が洋子の趣味だ。
 b. 185cm がタカシの身長だ。
 c. 090-1234-1234 が奈緒美のケータイ番号だ。
 d. 2リットルがビールの量だ。

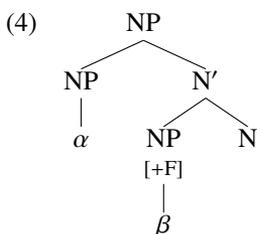
また、これらの表現は「潜伏疑問」(concealed question) の意味を持つことができる。

- (3) みんなは $\left\{ \begin{array}{l} \text{a. 洋子の趣味} \\ \text{b. タカシの身長} \\ \text{c. 奈緒美のケータイ番号} \\ \text{d. ビールの量} \end{array} \right\}$ を知りたがっている。

この論文では、西垣内 (2016b) で提案されている「指定文」の分析を発展させ、「変項名詞句」を基本として、「量関係節」、「潜伏疑問文」さらに「第3の分裂構文」と呼ぶものの分析の方向性を示していく。

「変項名詞句」は西山 (2003) の用いた用語であるが、ここではあくまで (1) の表現を指す記述的な名前として用いていく。西山 (2003) のいう「変項名詞句」では、関連する構文で「変項」がどのように関与しているのか、少なくとも統語構造との関係は不明である。

西垣内 (2016b) の分析では、(2) の「指定文」は次の2項をとる名詞句を中核として派生される。

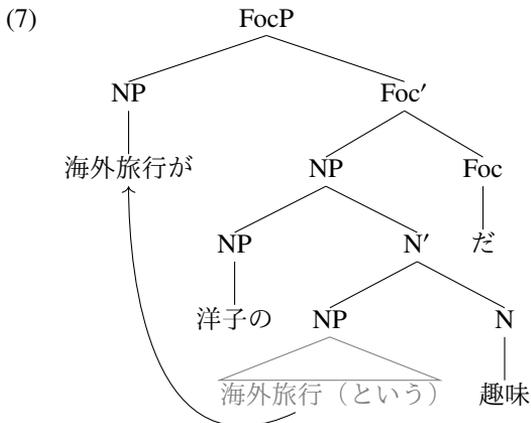


- (5) 「中核名詞句」の主要部 N は、外項 α が N の意味的領域を限定 (delimit) し、内項 $\beta[+F]$ が α によって限定された N の意味内容を「構成する」(constitute) 意味内容を持つ範疇である。

この主要部 N のはたらきを意味論的に表示すると、次の述語 P によって示されるものである¹。

- (6) $\text{Max}(\lambda x.P(\alpha, x)) = \beta$

「中核名詞句」の、「値」を表す内項が焦点化するかわち FocP 指定部に移動を受けることで (2a) の「指定文」が派生される。



本分析では、「中核名詞句」の内項が焦点化によって移動を受け、その元位置に空所が作られる。この移動は CP システムへの移動であり、結果できる空所は「変項」としてはたらくと考えられる²。この分析では、「変項名詞句」は「変項を含む名詞句」(variable-containing NP) という意味を持つ。

「値」を表す表現が「中核名詞句」の内項であることについては、次のような「変項名詞句」を含む「指定文」で「自分」の逆行束縛と見えるものが可能であることなどを根拠としてあげることができる。

- (8) 自分_iの親の家(の住所)が 洋子_iの住所だ。

この文は、次のような「自分の親の家(の住所)」が内項として「洋子」に c 統御される位置にある「中核名詞句」から派生される。

¹Max 演算子は、Sharvit (1999) などで用いられている、唯一性または最大値を表す演算子である。

²西垣内 (2016b: 152-155) 参照。

- (9) [_{NP} 洋子_iの [_{N'} 自分_iの親の家 (の住所) (という) [_N 住所]]]

西垣内 (2016b: 149–156) は関与する構文の束縛現象に関わる「連結性」についての議論を示している。西垣内 (2016a) は、「指定文」の示す束縛現象およびそれ以外の量化表現に関わる「連結性」の議論をしている。

2. 「変項名詞句」の主要部

2.1. 2種の「変項名詞句」

(1) に例示した「変項名詞句」の主要部は語彙的特性として「非飽和名詞」と呼べるものである。しかし、西山 (2003: 72–92) にはさまざまな名詞句が「変項名詞句」としてはたらく例を示している。

- (10) a. 太郎は洋子の趣味を尋ねた。(西山 2003: 80, 例 (50a))
 b. 花子は自分の欠点がわからないようだ。(西山 2003: 80, 例 (53a))
 c. 客は、その本の定価に関心がある。(西山 2003: 80, 例 (54a))

これらは、「非飽和名詞」を主要部とする「中核名詞句」から派生されるものである。(10a) を例にとると、この文は (2a) の「指定文」と関連づけられる。

- (2) a. 海外旅行が洋子の趣味だ。

この「指定文」の派生は前節で見たとおりである。

(10a) の「洋子の趣味」の統語構造については、西垣内 (2016c: 3.1 節) で議論している。まず、(10a) に相当する間接疑問文を含む文を考えてみよう。

- (11) 太郎は何が洋子の趣味 (だ) か尋ねた。

この文の間接疑問文である補文は次の「中核名詞句」から派生される。

- (12) [_{NP} 洋子の [_{N'} 何 (という) [_N 趣味]]]

この「中核名詞句」の内項である「何」を焦点化することで、(11) の補文に相当する構造が得られる。

- (13) [_{CP}[_{FocP} 何_iが [_{NP} 洋子の [_{N'} t_i [_N 趣味]]] (だ)]か]

(10a) の「潜伏疑問」は、次の「中核名詞句」から派生される。

(14) $[_{NP} \text{ 洋子の } [_{N'} \text{ Op } [_{N} \text{ 趣味}]]]$

(11)の補文の派生に関わる「中核名詞句」(12)との最小対立は、(12)の内項にWH演算子「何」が置かれているのに対し、(14)ではその内項に空演算子Opが置かれていることである。この空演算子Opが「中核名詞句」の直上にあるCP指定部に移動して内項の位置に作られた変項を束縛する。

(15) $[_{CP} \text{ Op}_i [_{NP} \text{ 洋子の } [_{N'} t_i [_{N} \text{ 趣味}]]]]$

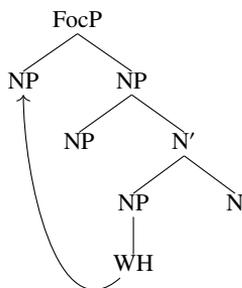
この空演算子の意味論的な機能は、ラムダ演算子(λ -operator)として翻訳され、「洋子の趣味」の値の集合を表示する。

(16) $\lambda y. \text{Max}(\lambda x. \text{hobby}(\text{Yoko}, x)) = y$

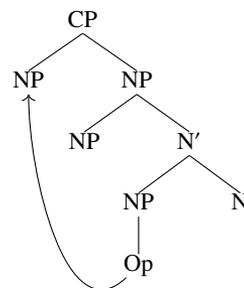
もちろん、(16)だけで「洋子の趣味」の意味を表示するのではないが、「洋子の趣味」の意味表示の基本的な一部として含まれるものである。

このように、本分析は(11)の明示的なWH句を含む「指定文」と(10a)の潜伏疑問が統語的に平行した構造と派生を持つことを示すのである。

明示的なWH句を含む「指定文」



潜伏疑問



一方、西山(2003)によって提示されている次の例文に含まれる「変項名詞句」は、異なった構造と派生を持つ。

- (17) a. 警察官は、その女の子に彼女の通っている小学校をきいた。(西山 2003: 79, 例(47))
 b. 山本教授は、鈴木助手の研究している細菌を問いただした。(西山 2003: 80, 例(49a))
 c. 母に問いつめられて、わたくしは、ついに自分の好きなひとを白状した。(西山 2003: 80, 例(51a))
 d. 刑事は、盗難車の写真リストを太郎に見せながら、太郎がその時目撃した車を尋ねた。(西山 2003: 80, 例(52a))

これらの例文の下線部はいずれも「変項名詞句」として機能し、これらの例でもいずれも「潜伏疑問」の意味解釈を生み出している。これらの名詞句の内部構造は、(10a-c)の「非飽和名詞」を含む「変項名詞句」とは異なったものであることを示していく。

まず第一に、これらの下線部の名詞句が「変項名詞句」としてはたらくのは、それぞれの発音される形式の主要部をなす名詞によるのではない。「小学校」「細菌」などに「非飽和名詞」としての用法があるのではないということである。ここから考えられることは、これらの名詞句の真の主要部は発音される形式のそれではないのではないかということである。

このことを示すひとつの事実として、代名詞による指示をあげることができる。(17c)の下線部を含む、次の文を考えてみよう。

- (18) マリは、ついに自分の好きなひと_iを白状したが、{それ_i / *彼_j}はタカシくんではなかった。

「潜伏疑問」としての「自分の好きなひと」を指示する代名詞としては、「ひと」を指す「彼」よりも事物を指す「それ」の方が適切である。これは、Mikkelsen (2005), Romero (2005) などによって指摘されている、「潜伏疑問」の主要部が発音される形式の主要部とはことなるものであることを示すひとつの証拠である。

西垣内 (2016c) による「量関係節」の議論の中で主要部の「量」「(総)額」が発音されない文が可能であることが指摘されている。

- (19) a. 2 リットルがタカシが飲んだビールの量だ。
b. 25 万円がマリが1ヶ月に稼ぐお金の(総)額だ。

同じことは、よく引用される次の Heim (1987) による例文のポイントでもある。

- (20) It would take ages to drink (the amount of) the champagne that they spilled at the party that evening.

この文の目的語である関係節は、the amount of を伴って読めば量関係節の読みのみが可能で、問題となるのは「量」の同一性である。この文の the amount of を消去して読めば、限定関係節の読みと量関係節の読みがともに可能となる。明示的に「量」を表す表現が発音されなくても、量関係節の解釈は可能なのである。

さらにヒントとなるのは、(17a-d)の下線部の名詞句に「の名前」をつけると、それぞれが意図されると思われる意味に近いものが得られるということである。

- (21) a. 警察官は、その女の子に彼女の通っている小学校の名前をきいた。
b. 山本教授は、鈴木助手の研究している細菌の名前を問いただした。
c. 母に問いつめられて、わたくしは、ついに自分の好きなひとの名前を白状した。
d. 刑事は、盗難車の写真リストを太郎に見せながら、太郎がその時目撃した車の名前を尋ねた。

2.2. 主要部 ‘ID’

本分析で提案したいのは、(17a-d)の下線部の名詞句は「名前」に近い意味を持つ主要部を持ち、「量関係節」と平行した構造を持った「中核名詞句」から派生するというものである。この主要部名詞は「名前」などと同じクラスに入るが発音されないことがないので、‘identity’ という意味をもつ ID という要素であると仮定する。これによると、(17a)の下線部は次のような「中核名詞句」から派生される。発音される下線部の関係節は、この「中核名詞句」の指定部を占めている。

(22) $[_{NP} [_{NP} \text{彼女の通っている小学校}] (\text{の}) [_{N'} A \text{小学校 (という)} [_{N} \text{ID}]]]$

この「中核名詞句」の内項を焦点化することで、次の「指定文」が得られる。

(23) A 小学校が彼女の通っている小学校だ。

内項の位置に演算子を生成し、これを CP 指定部に移動することで、(17a)の下線部の構造が得られる。

(24) $[_{CP} \text{Op}_x [_{NP} [_{NP} \text{彼女の通っている小学校}] [_{N'} x [_{N} \text{ID}]]]]]$

この演算子 Op が λ 演算子と「翻訳」され、それによって「彼女の通っている小学校」の identity の値（名前など）の集合を表すことになる。

次の節で、このような構造を仮定する統語的な根拠を提示する。

2.3. 2種の「変項名詞句」の構造

2.1節で、「変項名詞句」に2種あることを主張した。「非飽和名詞」を主要部とするものと、identity をあらわす、発音されない ID を主要部とするものである。この節では、この2種の「変項名詞句」の構造上の違いについて考える。

この問題を考えるために、次のペアの表現を見てみよう。

- (25) a. その会社の訴訟相手
b. その会社が訴えた人

(25a)の「訴訟相手」は「非飽和名詞」と呼べる、「中核名詞句」の主要部となれるものである。(25b)は「訴訟相手」と意味が近いと思われる句表現を含むものである。これらはいずれも次のように「指定文」を形成することができる。

- (26) a. 鈴木弁護士がその会社の訴訟相手だ。
b. 鈴木弁護士がその会社が訴えた人だ。

われわれの分析では、(26a)は次の「中核名詞句」から派生される。

(27) $[_{NP}$ その会社 (の) $[_{N}$ 鈴木弁護士 (という) $[_{N}$ 訴訟相手]]

一方, (26b) は次の「中核名詞句」から派生される。

(28) $[_{NP}$ その会社が訴えた人 (の) $[_{N}$ 鈴木弁護士 (という) $[_{N}$ ID]]

(27) では「その会社」が「中核名詞句」の指定部を占めているが, (28) では「中核名詞句」の指定部の一部となっている。この構造上の違いを明らかにする一つの観察事項として, (26ab) に対応して「その会社」の位置の項を主要部とする関係節を作ってみると, 次のような差違が見られる。

(29) a. 鈴木弁護士が訴訟相手である 会社
b. ??鈴木弁護士が訴えた人である 会社

日本語の関係節の派生に演算子移動ないし主要部移動という何らかの移動操作が関わっているとすれば, (29a) では「中核名詞句」の指定部全体に相当する構成素が移動するのに対し, (29b) では「中核名詞句」の指定部にある関係節の中からの移動を含むことになり, 複雑名詞句制約の違反で容認性が低いことが予期される。

この考察は, 西山 (1990) で言及されている, 「訴えた人」が「非飽和名詞句」として働くという可能性を否定するものである。そのような構造が可能であれば, (25b) の構造として次のようなものが存在することになる。

(30) $[_{NP}$ [その会社] (の) $[_{N}$ 鈴木弁護士 (という) $[_{N}$ 訴えた人]]

このような構造・派生が存在すれば, (29b) の派生の過程の中で「中核名詞句」指定部全体をなすものの移動のオプションが生まれ, ここに見られる対比は存在しないという予測をすることになる。これは事実に反する予測である。

文の中の要素の間の構造的関係を調べる方法として, 不定・量化名詞句による代名詞束縛の可能性を見てみよう。

(31) a. そこ_iの顧問弁護士が各社_iの訴訟相手だ。
b. そこ_iの顧問弁護士が各社_iが訴えた人だ。

(31ab) の束縛関係は, b 文の方が容認性が多少下がるとは思われるが, 対比があると言えるほどの差異はない。これは予想に反するものである。その理由は, (31ab) の派生にかかわる「中核名詞句」の構造の違いによって示唆される。

(32) a. $[_{NP}$ 各社_i (の) $[_{N}$ そこ_i の顧問弁護士 (という) $[_{N}$ 訴訟相手]]
b. $[_{NP}$ 各社_i が訴えた人 $[_{N}$ そこ_i の顧問弁護士 $[_{N}$ ID]]

(32a)では「各社」が指定部をなしており、内項の中の代名詞「そこ」をc統御しているのに対し、(32b)では「各社」が指定部に含まれており、代名詞をc統御していない。従って、これらの構造に見られる不定・量化表現と代名詞の構造的な位置関係、そして西垣内(2016b)が主張する、(31ab)の派生にわる移動がA'移動の性質を持つという前提から考えると、(31b)は関与する解釈で容認性が低いことが予想されるが、これは事実と反するようである³。

次の節で、ここまでの「指定文」および「潜伏疑問」の分析で前提としてきたことがらを維持しながら、(31b)に見られる代名詞束縛の容認性を説明する分析的枠組みを考察する。

3. 第3の分裂文

3.1. 疑問文+答え=指定文

「指定文」の研究の歴史を振り返ると、その特性としてたびたび指摘されてきていることの中に、指定文はWH疑問文とそれに対する答えがひとつの文の中で実現されているものであるというアイデアがある。指定的分裂文の統語的な派生に関わる提案としてはRoss(1972)による主張が最初とされており、その根拠として次のようにコピュラの後ろの表現(焦点)が省略を受けない形式も可能であることなどがあげられている。

(33) What I did then was I called the grocer.

この線に沿った比較的最近の研究としてはDen Dikken, Meinunger and Wilder(2000), Cho, Whitman and Yanagida(2008)などがある。Romero(2005), Caponigro and Heller(2007)は、意味の上では指定文が疑問文とその答えからなるという考えで一致していると言ってよいが、統語的な構造と派生としては、指定文(日本語では「倒置指定文」)の主語をなす構成素が疑問文ではなく潜伏疑問である旨の主張をしている。

この観点から、指定文(31b)に対応する疑問文-答えのペアを考えると、次のようなものとなる。

(34) Q: 誰が各社_iが訴えた人ですか?

A: そこ_iの顧問弁護士です。

このような短い答え(fragment answer)については、Merchant(2005), Nishigauchi(2011)などで、省略(ellipsis)が起こる以前に短い答えに相当する構成素が焦点化を受け、焦点化ののち、文の残りの部分が(音韻部門で)消去されることによって派生されると考えられている。

³西垣内(2016c)では、平行した構造を持つ文について、代名詞束縛が不可能であることを前提に議論を行った。選択する量化表現などによって判断が影響されるようである。

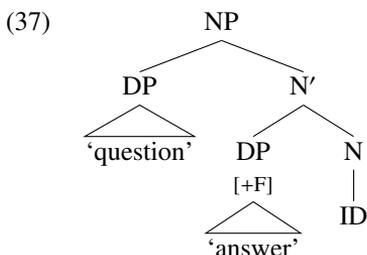
(35) 各社_iが訴えたのはそこ_iの顧問弁護士です。

この消去適用以前の分裂文は、次の非分裂文と統語的に関連づけられる。

(36) 各社_iがそこ_iの顧問弁護士を訴えたのだ。

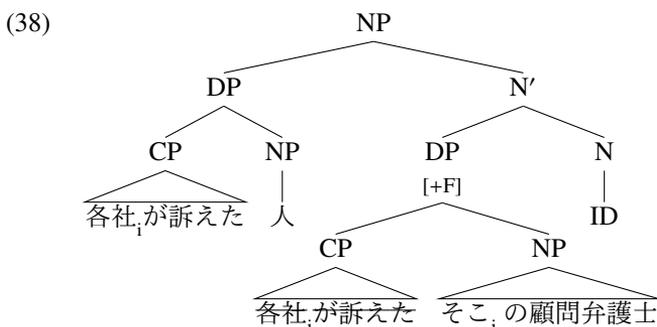
このように、通常の疑問文-答えに見られる「連結性」(connectivity)は答えの(断片の)派生ないしLFでの再構成によって捉えられる。

本分析では、identityを表すIDを主要部とするNPの外項すなわち指定部に疑問の意味を持つ、潜在的に潜伏疑問となりうる名詞句を置き、内項にその値、つまり疑問に対する答えを表す表現を置く「中核名詞句」の存在を考える。



(31b)に見られる「指定文」では、疑問文-答えのペアが(37)の統語的枠組みの中で実現される。そこでは、疑問文、答えがそれぞれ名詞句(DP)のかたちで実現するのである。

この分析では、(31b)は次のような「中核名詞句」から派生する。



内項の答えに相当する位置に、外項の疑問に相当する関係節名詞句と平行した構造を持つ関係節名詞句が生成され、その主要部を残して関係節が消去され、発音される形式が派生される。

3.2. 関係節名詞句の主要部上昇分析

関係節名詞句の派生には、Vergnaud (1974), Kayne (1994), Bhatt (2002)などで主張されている、「主要部上昇分析」(the head-raising analysis)を用いる。これによると、(38)の答えに相当する関係節名詞句は次のような構造から派生される。

- (39) [_{DP}[_{CP} 各社_iがそこ_iの顧問弁護士を訴えた] [_{NP}そこ_iの顧問弁護士]]

関係節内の、目的語が主要部の位置へ上昇する以前の構造で主語の位置にある不定・量化表現に c 統御されていることにより、連結性が保たれるのである。

答えに相当する構成素の中で c 統御が必要であることは、次の「指定文」で代名詞束縛の容認性が低いことで示される。

- (40) ?* 各社_iを訴えた人はそこ_iの顧問弁護士だ。

この文の答えに相当する構成素は次の関係節名詞句から派生される。

- (41) [_{DP}[_{CP}そこ_iの顧問弁護士が各社_iを訴えた] [_{NP}そこ_iの顧問弁護士]]

この関係節の主要部上昇以前の構造で代名詞束縛に必要な c 統御が満たされないことが (40) の関与する解釈での容認性が低いことを説明する。

3.3. 形容詞の修飾にもとづく議論

Bhatt (2002) は、関係節の主要部上昇分析を支持する新しい根拠として、形容詞の修飾にもとづく議論を提示している。Bhatt (2002) は次の関係節名詞句の多義性を指摘している。

- (42) the first book that John said Tolstoy had written

Bhatt (2002) はこの関係節名詞句には 2 つの可能な解釈があるとし、それぞれを「上位節読み」(high reading) 「下位節読み」(low reading) と呼んでいる。「上位節読み」ではトルストイの著作についての John の発言の順番が関与し、(42) はトルストイの著作のいくつかについて発言した中で最初のを指す。「下位節読み」では John の発言の中で「これがトルストイが書いた最初の本だ」という趣旨のことを言った、その本を指す。

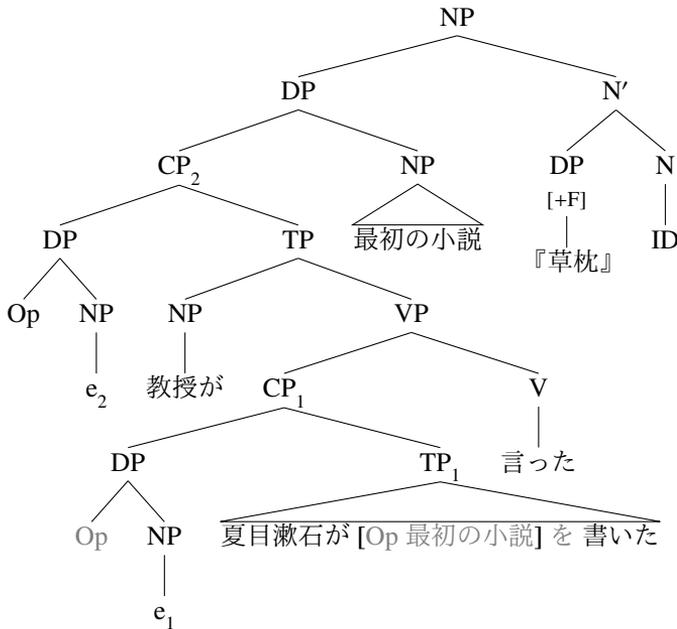
Bhatt (2002) が指摘する (42) の多義性が、次の指定文および倒置指定文に反映する。

- (43) a. 『草枕』が教授が夏目漱石が書いたと言った最初の小説だ。
b. 教授が夏目漱石が書いたと言った最初の小説は『草枕』だ。

これらの文の関係節名詞句の「下位節読み」に対応する解釈では、教授が「『草枕』が漱石が書いた最初の小説だ」という趣旨の、歴史の事実には照らして誤った情報を伝えたことになり、「上位節読み」では歴史の事実とは関係なく、『草枕』が教授の発言の中で漱石が書いた小説として最初に言及されたものとなる。

本分析では、(43ab) は次のような「中核名詞句」から派生される。

(44)



この分析では、関係節名詞句の主要部となる「最初の小説」が TP₁ 中の目的語 → CP₁ 指定部の e₁ → CP₂ 指定部の e₂ → 関係節名詞句の主要部 という移動を受ける。

「最初の小説」が e₁ の位置でそのコピーが解釈を受けるとき「下位節読み」が、e₂ の位置で解釈を受けるとき「上位節読み」が得られることになる。

3.4. 第3の分裂文

Hiraiwa and Ishihara (2012) は日本語の分裂文について、焦点要素が格マーキングを伴うかどうかに関して2種類のものがあるとし、焦点が格を伴うものを「分裂文」、焦点が格を伴わないものを「疑似分裂文」と呼んでいる。

- (45) a. その会社が募集しているのは 経験者を若干名だ。(分裂文)
 b. その会社が募集しているのは 経験者 若干名だ。(疑似分裂文)

Hiraiwa and Ishihara (2012) は (45a) の分裂文は次の「のだ」で終わる文から焦点となる表現を移動することで派生する。

- (46) [_{FinP}[_{TP} その会社が経験者を若干名 募集している] の] だ。

焦点となる「経験者を若干名」が SpecFocP への移動を受ける。

- (47) [_{FocP} 経験者を若干名 [_{FinP}[_{TP} その会社が経験者を若干名 募集している] の] だ]。

次に FinP の残余部 (remnant) が主題化によって SpecTopP へ移動することで分裂文が派生される。

- (48) [_{TopP}[_{FinP}[_{TP}その会社が経験者を若干名 募集している] の] は [_{FocP}経験者を若干名
[_{FinP}[_{TP}その会社が経験者を若干名 募集している] の] だ]]。

他方 (45b) の「疑似分裂文」の派生には移動は関わっておらず、前提を表す節の空所 (gap) は代名詞であると考えられる。

日本語シンタクスの論文では、このように焦点要素が格マーキングを伴うかが分裂文を区別する際のポイントとなることが多いが、多言語を視野に入れた分裂文や指定文の研究では、格マーキングは広い意味での「連結性」の一環と考えられる。Cf. Caponigro and Heller (2007).

Cho, Whitman and Yanagida (2008) に引用されている Hoji and Ueyama (2003) の例文は焦点要素に格マーキングがなくても束縛条件 A に関わる連結性が見られることを示している。

- (49) 彼ら_iが先生を紹介したのはお互い_iの両親 (に) だ。

Hiraiwa and Ishihara (2012) は疑似分裂文を区別する 3 つめの基準として、前提をなす節の補文辞と考えられる「の」を名詞句と置き換えることができることをあげている。

- (50) その会社が募集している人材は 経験者 (*を) 若干名だ。

しかし、(50) と平行した次の例文が示すように、焦点要素に格マーキングがない分裂文でも量化表現による代名詞束縛の連結性の特性が見られる。

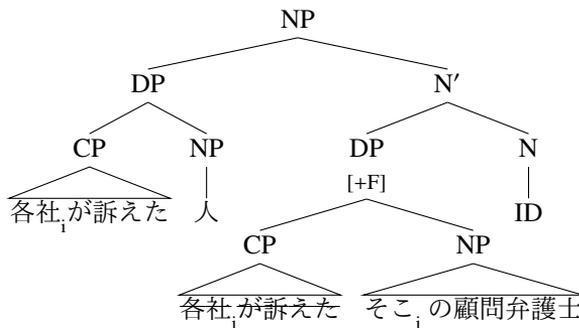
- (51) 各社_iが訴えた人はそこ_iの顧問弁護士だ。

これは、上で見た「指定文」(31b) と関連する「倒置指定文」である。

つまり、焦点要素に格マーキングを伴わない、Hiraiwa and Ishihara (2012) が「疑似分裂文」と呼んだものの中にも束縛条件 A や代名詞束縛に関わる「連結性」を示すものがあるということである。本分析は、このような格マーキング以外の連結性の特性を示す「第 3 の分裂文」を、ID を主要部とする「中核名詞句」から派生することを提案する。

「第 3 の分裂文」は次のように派生される。

- (52) 1. 「疑問」と「答え」を表す節がそれぞれ独立して派生される。
 [_{CP}各社_iが人を訴えた]
 [_{CP}各社_iがそこ_iの顧問弁護士を訴えた]
 2. それぞれの節で主要部上昇により関係節化
 [_{DP}[_{CP}各社_iが人を訴えた][_{NP}人]]
 [_{DP}[_{CP}各社_iがそこ_iの顧問弁護士を訴えた][_{NP}そこ_iの顧問弁護士]]
 3. ID を主要部とする「中核名詞句」を形成、内項の関係節を削除 ⇒ (38)



4. 内項を SpecFocP へ移動 ⇒ (31b)

$[_{FocP} \text{そこ}_i \text{の顧問弁護士が} [_{NP} \text{各社}_i \text{が訴えた人} [_{N'} \text{そこ}_i \text{の顧問弁護士 (という)} [_{N} \text{ID}]]]] \text{だ}$

5. NP 残余を SpecTopP へ移動 ⇒ (51)

$[_{TopP} [_{NP} \text{各社}_i \text{が訴えた人} [_{N'} \text{そこ}_i \text{の顧問弁護士 (という)} [_{N} \text{ID}]]]] \text{は} [_{FocP} \text{そこ}_i \text{の顧問弁護士が} [_{NP} \text{各社}_i \text{が訴えた人} [_{N'} \text{そこ}_i \text{の顧問弁護士 (という)} [_{N} \text{ID}]]]] \text{だ}$

本分析では、(31b), (51)に見られる代名詞束縛の「連結性」を「答え」に相当する構成素に対する音韻上の削除によって捉えるという点で Romero (2005) と共通するところがある。しかし Romero (2005) では「答え」に相当する節に、焦点を表す構成素を残して削除を適用するという方法をとっている。

(53) ... $[_{CP} \text{各社}_i \text{がそこ}_i \text{の顧問弁護士を訴えた}]$

この派生は構成素をなさない不連続な言語要素を削除するという異例のものである⁴。

Den Dikken, Meinunger and Wilder (2000: 47–48) は「答え」を表す節で焦点要素を前置し、前置された要素以外を削除する派生方法に言及している。これによって削除の対象を構成素とすることはできるが、

(54) *What John did was buy some wine, he did.

のように削除のソースとなる構造が非文法的であることなどを指摘し、前置+削除の派生方法に対して否定的な見解を示している。この分析では、前置のあと削除が義務的に適用することを規定 (stipulate) しなければならない。

本分析では、(52–2) で示すように、「疑問」と「答え」を表すそれぞれの節で関係節化が適用し、(52–3) のように内項の関係節 CP を削除するので、通常どおり構成素を削除するものである。

また、本分析では代名詞束縛の「連結性」を関係節名詞句を主要部上昇による派生で捉えており、関係節の削除が適用しなくても、冗長さ、不要な繰り返しのために好ましくない程度の容認性となり、削除を義務的として規定する必要もない。

⁴Nishigauchi (2011) は WH 疑問文に対する短い答えを派生する方法として移動を適用せず焦点要素以外を削除することを提案している。これは焦点イントネーションに対応するもので、削除を強勢抑制の一環とする考え方である。

- (55) a. ?各社が訴えた その顧問弁護士が, {各社 / それらの会社が} 訴えた人だ。
 b. ?各社が訴えた人は, {各社 / それらの会社が} 訴えた その顧問弁護士だ。

Hiraiwa and Ishihara (2012) が「疑似分裂文」と呼んだものがすべて本分析で提案している関係節化+「中核名詞句」からの移動操作による派生によるものではない。次の文のように移動を含む派生を仮定すると「島の制約」の違反を含むものは、空所 (gap) を代名詞とし、おそらく発音される形式のまま派生される「疑似分裂文」である。

- (56) [e] 読んだ人が 出版社を訴えたのは この本 (*を) だ。

本分析で示してきた、(52) で要約される「指定文」の派生は、Hiraiwa and Ishihara (2012) によって提案されている移動規則による「分裂文」の派生にとってかわるものではない。(52) のステップ 4-5 はむしろ Hiraiwa and Ishihara (2012) の分析の手順を踏襲するものである。

4. おわりに

「分裂文」を「指定文」のヴァリエーションないし「倒置指定文」と位置づけ、さらに Hiraiwa and Ishihara (2012) の分析的枠組みを受け入れるとすると、日本語には節 (TP) の中の任意の焦点要素を統語的に移動することで派生する「指定文」と本分析が提案する「中核名詞句」の内項を移動することで派生する「指定文」が存在することになる。

「中核名詞句」からの派生については、関係節の主要部上昇による派生に関わる問題など、これまで日本語の「指定文」ないし分裂文の研究の中で気づかれていない統語的・意味論的特性が数多くある。本稿は、この研究プロジェクトの現段階での研究成果である。

参考文献

- Bhatt, Rajesh (2002) The raising analysis of relative clauses: Evidence from adjectival modification. *Natural Language Semantics* 10(1): 43–90.
- Caponigro, Ivano and Daphna Heller (2007) The non-concealed nature of free relatives: Implications for connectivity in specificational sentences. In: Barker, Chris and Pauline Jacobson (eds.) *Direct compositionality*: 237–263. Oxford, UK: Oxford University Press.
- Cho, Sungdai, John Whitman and Yuko Yanagida (2008) Clefts in Japanese and Korean. In: *Chicago Linguistic Society* 44: 61–77.
- Den Dikken, Marcel, André Meinunger and Chris Wilder (2000) Pseudoclefts and ellipsis. *Studia Linguistica* 54(1): 41–89.
- Heim, Irene (1987) Where does the definiteness restriction apply? Evidence from the definiteness of variables. In: Reuland, Eric and Alice Ter Meulen (eds.) *The representation of (in)definiteness*: 21–42. Cambridge, MA: MIT Press.
- Hiraiwa, Ken and Shinichiro Ishihara (2012) Syntactic metamorphosis: Clefts, sluicing, and in-situ focus in Japanese. *Syntax* 15(2): 142–180.

- Hoji, Hajime and Ayumi Ueyama (2003) Resumption in Japanese: A preliminary study. Hand-out from WECOL.
- Kayne, Richard S. (1994) *The antisymmetry of syntax*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Merchant, Jason (2005) Fragments and ellipsis. *Linguistics and Philosophy* 27(6): 661–738.
- Mikkelsen, Line (2005) *Copular clauses: Specification, predication and equation*. Amsterdam: John Benjamins Publishing.
- Nishigauchi, Taisuke (2011) Deriving fragments. *Theoretical and Applied Linguistics at Kobe Shoin* 14: 81–106.
- 西垣内泰介 (2016a) 「指定文」の統語的特性」*Theoretical and Applied Linguistics at Kobe Shoin* 19: 101–122.
- 西垣内泰介 (2016b) 「指定文」および関連する構文の構造と派生」『言語研究』150: 137–171.
- 西垣内泰介 (2016c) 「変項名詞句」としての「量関係節」「潜伏疑問」「主要部内在型関係節」『国立国語研究所共同研究プロジェクト（基幹型）『日本語疑問文の通時的・対照言語学的研究』平成27年度 研究報告書』3: 118–138.
- 西山佑司 (1990) 「カキ料理は広島が本場だ」構文について—飽和名詞句と非飽和名詞句」『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』22: 169–188.
- 西山佑司 (2003) 『日本語名詞句の意味論と語用論：指示的名詞句と非指示的名詞句』東京：ひつじ書房.
- Romero, Maribel (2005) Concealed questions and specificational subjects. *Linguistics and Philosophy* 28(6): 687–737.
- Ross, John Robert (1972) Act. In: Davidson, Donald and Gilbert Harman (eds.) *Semantics of natural language*: 70–126. Dordrecht: Springer.
- Sharvit, Yael (1999) Connectivity in specificational sentences. *Natural Language Semantics* 7(3): 299–339.
- Vergnaud, Jean-Roger (1974) French relative clauses. Ph.D. dissertation, Massachusetts Institute of technology.

Author's web site: <http://banjo.shoin.ac.jp/~gauchi/>

(受付日: 2017年1月10日)